

大阪府後発医薬品使用促進対策事業実施要領

第1 目的

大阪府内で患者及び医療関係者が後発医薬品及びバイオ後続品（以下「後発医薬品等」という。）を安心して使用するための環境づくりを進めるため、府内における後発医薬品等の使用促進に関する問題点の調査・分析や各地域でのモデル事業を実施する。

第2 実施主体

実施主体は大阪府とする。ただし、大阪府は事業の一部を委託することができる。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 外部有識者等との意見交換を行うため「大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会」を別に定める設置要綱に基づき設置・運営する。
- (2) 協議会での意見交換を元に、大阪府として後発医薬品等を安心して使用するための取組を行う。
- (3) 後発医薬品等の使用促進に関する問題点の調査・分析を行う。
- (4) 後発医薬品等の使用促進モデル事業を行う。

第4 事業の実施

大阪府は、第3の事業の実施にあたり関係自治体、薬局、医療機関、介護関係機関、医師会、歯科医師会又は薬剤師会といった関連団体等と連携しながら、事業を進める。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別途定める。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月4日から施行する。

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。